

保育所入所選考調整点数表

保 護 者 の 状 況 等			調 整 点 数
加 点	1	生活保護世帯	+4
	2	ひとり親世帯（祖父母と同居の場合）	+3
	3	ひとり親世帯（祖父母と別居の場合）	+4
	4	3人以上の多子世帯	+1
	5	父母のどちらかが単身赴任である世帯	+1
	6	利用希望児童が障害を有する場合	+2
	7	同居の家族（父母・兄弟姉妹・祖父母）が障害を有する場合	+2
	8	兄弟姉妹が同じ保育所に入所中の場合	+4
	9	兄弟姉妹が別の保育所に入所中の場合	+3
	10	兄弟姉妹（多胎児を含む。）が同一の保育所等を同時に申し込む場合	+2
	11	保育の実施対象年齢の制限等により保育の実施の継続ができない場合で、引き続き保育所での保育の実施を希望し、申し込みをする場合	+3
	12	育児休業明け・産休明けの場合	+3
	13	育児休業復帰に兄弟姉妹併せて同時に申し込む場合	+2
	14	父又は母が保育士、保育教諭、幼稚園教諭として勤務又は勤務予定である	+3
	15	一時預かり・認可外保育施設入所等を常態としている場合	+2
	16	前年度から1年以上にわたって待機中の場合	+1
	17	転居等により、転所が特に必要であると認められる場合	+1
	18	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+2
	19	児童福祉の観点から、特に保育所に入所の必要性が高いと判断した場合	+1
減 点	20	同居の親族が65歳未満で求職中などの場合	-2
	21	保育所等開所時間外での就労の場合（保育所等開所時間内での就労時間が4時間未満の場合）	-2
	22	兄弟姉妹を家庭内で保育している場合	-2
	23	在園児がいるが求職中の場合	-2
	24	正当な理由なく保育料を滞納し、滞納した保育料を納入する意思がない者	-3
	25	書類の不備等により正確な審査が行えないもの（同居の親族分を含む。）	-3

(備考)

- 1 2と3, 8と9と10, 10と13, 12と15はいずれか1つ適用可とする。
- 2 10は, 転所を希望する場合は適用外とする。
- 3 13は, 育休延長に伴って退所となり, その後, 育休復帰時に兄弟姉妹同時に申し込む場合に, 退所となった兄弟のみ適用する。